

にのみやデイサービスセンター・アネックス運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団 恵正会が開設するにのみやデイサービスセンター・アネックス（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び指定1日型デイサービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供し、要支援状態等にある高齢者または事業対象者に対し、適正な指定1日型デイサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護状態にある高齢者に対して、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 指定1日型デイサービスにあたっては、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、または向上を目指すものとする。

3 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 前3項のほか、「広島市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の基準に関する要綱」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 にのみやデイサービスセンター・アネックス
- (2) 所在地 広島市安佐北区亀山一丁目17番16号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤生活相談員兼務）

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定通所介護及び指定1日型デイサービスの提供に当たるものとする。

- (2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、事業所に対する指定通所介護及び指定 1 日型デイサービスの利用の申し込みに係る調整、通所介護計画、1 日型デイサービス計画（以下「通所介護計画等」という。）の作成等を行う。

- (3) 看護職員 1 名以上

※訪問看護ステーションなすなど連携

看護職員は、利用者の健康状態を把握するとともに、医療的な立場から利用者の家族に対し、介護方法の指導等を行う。

- (4) 機能訓練指導員 1 名以上

機能訓練指導員は、機能訓練計画に基づく利用者に応じた機能低下を防ぐために必要な訓練を行う。

- (5) 介護職員 7 名以上

介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。

- (6) 運転手 4 名（非常勤専従）

運転手は、利用者を自宅から施設、施設から自宅への送迎を行うとともに、車両の管理を行う。

（営業日及び営業時間）

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。（但し、1 月 1 日～1 月 3 日を除く）

- (2) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。ただし、サービス提供時間は、午前 10 時 00 分から午後 3 時 30 分までとする。

（指定通所介護及び指定 1 日型デイサービスの利用料等）

第 6 条 指定通所介護等及び指定 1 日型デイサービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣または市長が定める基準によるものとし、当該指定通所介護等及び指定 1 日型デイサービスが法定代理受領サービスであるときは、その 1 割、2 割及び 3 割の額とする。

- 2 通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護等及び指定 1 日型デイサービスの送迎に要した交通費は、第 10 条に定める通常の事業の実施地域を越えた地点からその実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、路程 1 キロメートル当たり 30 円を実費として徴収する。

- 3 給食サービスを受給する利用者には、食費として 1 食あたり 750 円を徴収する。

- 4 前 3 項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

（利用定員）

第 7 条 指定通所介護及び指定 1 日型デイサービスの利用定員は、1 単位 45 名とする。

(指定通所介護及び指定1日型デイサービスの内容等)

第8条 指定通所介護及び指定1日型デイサービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 送迎
- (2) 健康チェック
- (3) 食事サービス
- (4) 入浴サービス
- (5) 生活指導
- (6) 日常生活動作の機能訓練
- (7) レクリエーション
- (8) 運動器機能向上
- (9) 栄養改善
- (10) 口腔機能向上

(緊急時等における対応方法)

第9条 職員は、指定通所介護及び指定1日型デイサービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、広島市安佐北区、安佐南区、安芸高田市及び安芸太田町とする。

(サービス利用にあたっての留意点)

第11条 利用者は指定通所介護及び指定1日型デイサービスの提供を受ける際、次の事項について留意するものとする。

- (1) サービス利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
- (2) 利用者が入浴室及び機能訓練室等を利用する場合は、当事業所の職員立会のもとで使用すること。また、体調が思わしくない利用者には、その旨を説明し安全指導を図る。
- (3) 飲酒については禁止する。喫煙は所定の場所以外は禁止する。
- (4) 施設内へのペット持ち込みは禁止する。
- (5) 利用者の営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は、禁止する。
- (6) 他の利用者への迷惑行為は禁止する

(苦情処理の概要)

第12条 サービスに関する苦情等は、苦情解決に関する処理要綱に基づき、迅速かつ適切に対処する。

(非常災害対策)

第13条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターとの連携)

第14条 事業所は、事業の実施に際し、居宅介護支援事業所及び地域包括支援センター（必要と判断された場合は、主治医、保健・医療・福祉サービス提供者を含む）と連携し、以下の場合には必要な情報を提供することとする。

- (1) 利用者がサービス計画の変更を希望し、それが適切と判断される場合
- (2) 次の理由により適切なサービス提供は困難と判断されるとき
 - ① 第7条に定める利用定員を超える場合
 - ② 第10条に定める通常の事業の実施地域外の利用者で送迎等に対応できない場合
 - ③ 利用者が正当な理由がなく指定通所介護及び指定1日型デイサービスの利用に関する指示に従わないため、サービス提供ができない場合
 - ④ その他正当な理由により受け入れられないと判断した場合

(個別援助計画の作成等)

第15条 指定通所介護及び指定1日型デイサービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、個別援助計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画等が作成されている場合は、その内容にそった通所介護計画等を作成する。

- 2 通所介護計画等の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、通所介護計画等に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(指定通所介護及び指定1日型デイサービスの提供記録の記載)

第16条 職員は、指定通所介護及び指定1日型デイサービスを提供した際には、その提供日・内容、当該指定通所介護及び指定1日型デイサービスについて、介護保険法第41条第6項または法第53条第4項または第115条の45の3第3項の規定により、利用者にかわって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載する。

(衛生管理及び職員の健康管理等)

第17条 指定通所介護及び指定1日型デイサービスに使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 職員に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(個人情報の保護)

第18条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を厳守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第19条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(利益供与の禁止)

第20条 事業所及びその職員は、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者又はその職員等に対し、又はその従業者等に対し、利用者にサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(その他運営についての留意事項)

第21条 事業所は、介護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回

- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

- 4 事業所は、指定通所介護等及び指定1日型デイサービスに関する諸記録を整備し、その完結の日から最低5年間は保存するものとする。

- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団 恵正会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

- この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成18年 7月 1日から施行する。
- この規程は、平成20年 7月 1日から施行する。
- この規程は、平成21年 5月 1日から施行する。
- この規程は、平成22年 8月 1日から施行する。
- この規程は、平成23年 5月11日から施行する。
- この規程は、平成23年 11月22日から施行する。
- この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成24年 8月 1日から施行する。
- この規程は、平成24年 8月11日から施行する。
- この規程は、平成24年 11月11日から施行する。
- この規程は、平成25年 4月1日から施行する。
- この規程は、平成25年 4月11日から施行する。
- この規程は、平成26年 2月 1日から施行する。
- この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成26年 2月 1日から施行する。
- この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成27年 6月11日から施行する。
- この規程は、平成28年 7月 1日から施行する。
- この規程は、平成29年 2月 1日から施行する。
- この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成30年 4月 11日から施行する。
- この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和元年 9月 1日から施行する。
- この規程は、令和元年 10月 1日から施行する。
- この規程は、令和2年 7月 11日から施行する。
- この規程は、令和5年 2月 1日から施行する。
- この規程は、令和5年 4月 11日から施行する。
- この規程は、令和6年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和8年 1月 1日から施行する。